

## P2-038

**受精胚をめぐる遺伝子情報編集技術に関連する法的基盤と対象者保護—法的可解性と不可解性**

澤口 聡子

筑波大学大学院

**【目的】**

遺伝子情報編集技術に対する保護は一般に特許法で行われ、その保護は開発された技術に対する保護となることから、ここではその対象特にヒトに関する保護の態様を、法的な側面から再考する。

**【方法】**

この主題の発端を報告する法の複数のヒエラルキア毎にどのような対象者保護がなされているか整理し考察する。

**【結果】**

1)日本は、遺伝子情報編集技術の進展を考慮し、遺伝子治療指針改正とヒト受精胚への遺伝子情報編集技術等に関する指針の施行を検討してきた。2) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分に関する法的基盤として、生物多様性条約・カルタヘナ議定書・名古屋議定書の3者があり、日本は更に平成22年生物多様性基本法制定した。3)ヒト遺伝資源の対応については生物多様性条約本文において明確な記載がないまま、生物多様性条約締約国会議における決議事項において、ヒトを除外することとされたという理解で、行政的に動いている。日本が名古屋議定書に対応したABS指針においても、生物多様性基本法においても、対象とする遺伝資源からヒト遺伝資源を除外することとしている。

**【考察】**

米国においてはゲノム編集技術の基本特許より応用性とライセンス性を優位とする判例が報告され、日本においては余剰胚を対象とする発生研究目的のゲノム編集に関して指針が検討される。生物多様性条約・生物多様性基本法と遺伝子治療指針改正とヒト受精胚への遺伝子情報編集技術等に関する指針の施行は、法律としてステージの違う土俵にあるが、この双方に対象者保護という視点から、ヒトの保護を念頭に、必要十分なリーガル・クロストークを抽出する機会を設定し、法的可解性を拡大することが可能である。日本におけるヒト受精胚への遺伝子情報編集技術等に関する指針はヒト発生に関する基礎的研究を主として目的としており、一例として先天奇形・多胎等の発生に関する小児保健関連知見を期待することが可能である。